

熊本県事業承継・後継ぎ支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国の重点支援地方交付金を活用し、後継者及び後継候補者の育成、親族内承継、親族外（従業員等）承継及び第三者承継に伴う企業評価等並びに後継者が行う販路開拓や生産性向上等の取組み（以下「補助事業」という。）について、その経費の一部を支援することにより、地域に必要とされる中小企業等の廃業を防ぎ、安定的な雇用の場を確保し、将来にわたって活力が維持される地域の創出を図ることを目的として県内中小企業等の円滑な事業承継を促進するため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、知事が、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県商工労働補助金等交付要項（以下「要項」という。）に基づき、熊本県事業承継・後継ぎ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するために、必要な事項について定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表のとおりとする。

(補助事業の実施期間)

第3条 補助事業の実施期間は、交付決定の日から令和9年（2027年）1月15日の間の事業完了日までとする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象経費及び補助率については、別表のとおりとし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 要項第3条第1項に規定する申請書の提出部数は1部とし、提出期限は別に定める。

2 要項第3条2項に規定する事業計画書は、事業承継準備枠譲渡支援類型については別記様式1、事業承継準備枠後継ぎ支援類型については別記様式2、後継ぎ応援枠については別記様式3によるものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめその承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額の20パーセントを超えて流用増減しようとするとき
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき

2 要項第5条第2項に規定する事業変更計画書は、別記様式4によるものとする。

3 前項に規定する事業変更計画書には、収支予算書（要項別記第2号様式を準用する。）を添付するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者が補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとするときは、承認申請書（別記様式5）を提出するものとする。

(補助事業の遅延等の報告)

第8条 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、遅延等報告書(別記様式6)を提出するものとする。

(状況報告)

第9条 規則第11条に規定する状況報告は、遂行状況報告書(別記様式7)により行うものとする。

(実績報告)

第10条 要項第9条第2項第2号に規定する書類は、事業承継準備枠譲渡支援類型については別記様式1を、事業承準備枠後継ぎ支援類型については別記様式2を準用することとし、後継ぎ応援枠については、事業実績書(別記様式8)及び積算明細書(別記様式9)とする。

2 要項第9条第1項及び第2項で規定する書類の提出は、要項第9条第3項の規定にかかわらず、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の1月29日のいずれか早い期日までとする。

(財産の管理及び処分等)

第11条 知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上(消費税及び地方消費税を含まない。)の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 規則第21条第2項の別に定める期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

3 補助事業者は、補助事業により取得した財産等があるときは、要項第9条第1項に定める実績報告書に、取得財産等管理台帳(別記様式10)を添付し、処分制限期間中は管理しなければならない。

4 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(別記様式11)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

5 知事は、補助事業者が取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。)することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(成果の発表)

第12条 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について、必要があると認めるときは、当該補助事業者に成果を発表させることができる。

(暴力団排除に関する誓約)

第13条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならないが、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第14条 補助金の交付に関するその他の必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年(2026年)3月26日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

補助対象者	補助対象経費				補助率	補助上限額
事業承継準備枠						
支援機関の支援を受け、事業承継に取り組む小規模事業者等 ^{※1}	譲渡支援類型	親族内・親族外（従業員等）承継	委託費	① 株価等企業価値算定 ② 課題分析等コンサルティング ③ 事業承継計画策定を専門事業者に委託して行う際の経費	補助対象経費の3分の2以内	50万円
			謝金	上記①②③に関して必要な、専門事業者を支払われる経費（委託契約によらない場合）		
			旅費	上記①②③に関して必要な会議等に出席するため、補助事業者が支出した経費又は専門事業者を支払われる経費（委託契約によらない場合）		
	後継ぎ支援類型	第三者承継（M&A等）	委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー契約に基づく着手金 ・中間金（月額報酬等） ・成功報酬等 ・株価等企業価値算定に係る経費 ・デューデリジェンスに係る経費 ・不動産鑑定に係る経費など 		
				<p>後継者等育成のための、次のいずれかの機関が実施する研修（オンラインで受講する研修を含む。ただし、研修機関等が研修修了書を発行する研修に限る）への参加に要する経費</p> <p>（1） 公的研修機関</p> <p>（2） その他支援機関が必要と認めるもの</p> <p><補助対象外経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊費 ・交通費 ・資格取得のための検定料 ・社内研修に要する経費 ・金融機関等への振込手数料 ・消費税額及び地方消費税額 ・租税公課 		

	親族内・親族外(従業員等)承継	委託費	① 株価等企業価値算定 ② 課題分析等コンサルティング ③ 事業承継計画策定を専門事業者へ委託して行う際の経費	
		謝金	上記①②③に関して必要な、専門事業者へ支払われる経費(委託契約によらない場合)	
		旅費	上記①②③に関して必要な会議等へ出席するため、補助事業者が支出した経費又は専門事業者へ支払われる経費(委託契約によらない場合)	
	第三者承継(M&A等)	委託費	・アドバイザー契約に基づく着手金 ・中間金(月額報酬等) ・成功報酬等 ・株価等企業価値算定に係る経費 ・デューデリジェンスに係る経費 ・不動産鑑定に係る経費など	

後継ぎ応援枠			
令和4年(2022年)1月15日から令和9年(2027年)1月15日までに熊本県内で事業承継をする小規模事業者※1	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置等費(対象経費1件あたり10万円以上) ・外注費 ・店舗等借入費 ・広報費 ・研修費 <p><補助対象外経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付対象となる事業について、国や自治体の補助金が交付されるもの(申請中を含む) ・個別の財産のみ取得することを目的とした経費 ・汎用性があり、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものであることが限定できない経費(パソコン等の備品やボールペン等の事務用品など) 	補助対象経費の3分の2以内	100万円

※1 ただし、資本金5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている場合や直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合は除く。

※2 同一の事業内容で県や国、市町村等の補助金、助成金を受けていること又は受けることが決定している場合は応募できません。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき